

ご遺族のための

おくやみ 手続きガイド

～今後のお手続きのご案内～

伊奈町役場

ご遺族の方へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、今後、相続のほか保険など、さまざまな申請や届出などの手続きが生じてくるかと存じます。

それらを少しでもわかりやすくご案内するため、「おくやみガイドブック」を作成しましたので、ご活用ください。

(お手続きは、14日以内にお済ませください)

※手続きの内容によっては、時間を要する場合もありますので時間に余裕をもってお越しく下さい。

窓口開庁時間： 平日 8時30分～17時15分

伊奈町役場 電話 048-721-2111(代)

【死亡届を伊奈町役場に提出されたご遺族の方へ】

届出のありました死亡届に基づき、亡くなられた方の

戸籍の記載 を本籍地の市区町村で行います。

住民票の消除 を住所地の市区町村で行います。

上記の処理が完了いたしませんと、除かれた住民票および、戸籍(除籍)の謄抄本が発行できません。

亡くなられた方の 本籍 または 住所 が、伊奈町にある方については、

除かれた住民票は、翌開庁日からの発行が可能です。

戸籍(除籍)謄抄本は、発行することができるまでに概ね7日から10日程度要します。

亡くなられた方の 本籍 または 住所 が、他の市区町村にある方については、伊奈町役場で受理してから本籍地および、住所地の市区町村へ死亡届を受理した旨の通知を郵送することとなりますので、当該市区町村で発行することができるまでに概ね、10日から14日程度を要します。交付請求の際は、あらかじめ当該市区町村へ電話で発行可能であるかを事前にご確認いただければ確実です。

お手続きの確認にご活用ください。

活用例 : チェック

10/20 : 手続き完了日

【町役場で行う主な手続き】

世帯主が亡くなった場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	残った世帯員から新しく世帯主を決め、届ける必要があります。	・届出人の印鑑 ・本人確認できる書類 (免許証・パスポートなど)	住民課 住民係 (内線 2111・2112)

印鑑登録をしている場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	登録は死亡日をもって抹消となりますが、印鑑登録証(バラの絵が入ったカード)は、窓口にお返しく下さい。	・印鑑登録証(バラの絵が入ったカード)	住民課 住民係 (内線 2111・2112)

住民基本台帳カード(住基カード)・個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	住基カード・マイナンバーカードは持ち主の方が亡くなられたとしても、住民課に返納していただく必要はありません。相続などの手続きで亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)の提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまでは、マイナンバーカードは保管しておいてください。 手続き終了後、返納を希望される場合は住民課窓口にお返しく下さい。	・住民基本台帳カード(住基カード) ・個人番号カード(マイナンバーカード)	住民課 住民係 (内線 2111・2112)

【町役場で行う主な手続き】

国民年金の受給者または加入者の場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
□ /	14日以内に喪失の手続きが必要になります。提出書類等諸手続きにつきましては、個人によって異なりますので事前に係までお問い合わせください。	係までお問い合わせください。	保険医療課 国民年金係 (内線 2173)

国民健康保険加入者の場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
□ /	① 被保険者証を修正または回収する必要があります。 ② 葬儀を執り行った方に対し、葬祭費を口座振り込みにて支給します。	① ・保険証 ・印鑑 ② ・印鑑 ・口座のわかるもの ・会葬礼状または葬祭費用の領収書 (葬祭を行ったこと及び葬祭執行者を確認できる書類)	保険医療課 国民健康保険係 (内線 2172・2173)

後期高齢者医療保険加入者の場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
□ /	① 被保険者証を回収する必要があります。 ② 葬儀を執り行った方に対し、葬祭費を口座振り込みにて支給します。	① ・保険証 ・印鑑 ② ・印鑑 ・口座のわかるもの ・会葬礼状または葬祭費用の領収書 (葬祭を行ったこと及び葬祭執行者を確認できる書類)	保険医療課 医療係 (内線 2174・2175)

【町役場で行う主な手続き】

65歳以上の方の場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	介護保険被保険者証と口座のわかるものと印鑑をご持参ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・口座のわかるもの ・印鑑 	福祉課 介護保険管理係 (内線 2123・2124)

障害者手帳（身体・知的・精神）をお持ちの方の場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	障害者手帳と印鑑をご持参ください。 なお、障がいに係る手当を受給されていた方は、未支払分の請求をしていただける場合がありますので、ご家族の口座のわかるものもご持参ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印鑑 ・ご家族の口座のわかるもの 	福祉課 障害者福祉係 (内線 2121・2122)

農地を相続する場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	農地を相続する場合、農業委員会への届出が必要となります。	係までお問い合わせください。	農業委員会 (内線 2231・2232)

森林を相続する場合			
チェック欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	森林を相続する場合、アグリ推進課への届出が必要となります。	係までお問い合わせください。	アグリ推進課 農業政策係 (内線 2233)

【町役場で行う主な手続き】

納税義務者である場合			
チェック 欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	納税について、手続きが必要な場合（口座振替の名義変更等）がありますので、ご確認ください。	係までお問い合わせください。	収税課 (内線 2141・2142)

固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方の場合			
チェック 欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	固定資産税の課税について、手続きが必要な場合（相続人代表者指定届出書の提出等）がありますので、ご確認ください。	係までお問い合わせください。	税務課 固定資産税係 (内線 2154・2156)

土地や建物の所有者である場合			
チェック 欄	手続き内容	必要なもの	担当係
<input type="checkbox"/> /	土地や建物の相続登記（所有権移転等）の手続きが必要な場合がありますので、お近くの法務局にご相談ください。（事前に、お電話での予約をお願いします。）	係までお問い合わせください。	さいたま地方法務局 上尾出張所 048-771-0239（代）

【町役場以外で行う主な手続き】

- 生命保険➡ご加入の保険会社又は代理店へ
- 損害保険➡ご加入の保険会社又は代理店へ
- 社会保険・雇用保険➡お勤めの会社へ
- 農業者年金➡お近くの農業協同組合へ
- 預貯金口座➡各金融機関等へ
- 株式➡各証券会社等へ
- 普通自動車(税金) ➡上尾県税事務所へ(048-772-7111)
- 普通自動車・125cc 超のバイク(登録) ➡関東運輸局埼玉運輸支局へ
(050-5540-2026)
- 四輪の軽自動車(登録) ➡軽自動車検査協会埼玉事務所へ(048-624-1835)
- 国税関係➡上尾税務署へ(048-770-1800)
- 国債➡償還金支払場所、証券保管証書記載の郵便局へ
- 相続放棄・遺言書➡さいたま家庭裁判所へ(048-863-4111)
- 不動産登記関係➡さいたま地方法務局 上尾出張所へ(048-771-0239)
- 固定電話・携帯電話、インターネット➡各契約会社へ
- クレジットカード➡各契約会社へ
- NHK受信料➡NHKさいたま西営業センターへ(049-246-3111)
- 電気・ガス料金➡各契約会社へ

【新生活運動を推進しております】

新生活運動とは、華美になりやすい「葬儀」の簡素化を推進する運動のことです。
町では、町民の経済的負担を軽減できるように、葬儀の際の香典の簡素化を進めています。

その内容といたしまして、

- ・香典の金額は 2,000 円以内とする。
- ・個人としては、供花(成籠等供物も)をしない。
- ・お悔やみの参列者に対して、酒食の接待は行わない。
- ・施主側のお返しは行わない。
- ・その他葬儀にあたり簡素化ができるものについては配慮する。

個人的な付き合いから、すぐに新生活運動へ移行することが難しい場合もあると思われませんが、皆さんの生活の中に浸透していくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点は、各担当課または各機関にお問い合わせください。

伊奈町役場 048-721-2111(代)